

⚠️ **ご注意ください**

●令和2年度分の各券（老人優待利用券を除く）は令和2年4月1日から利用可能です。そのうち、バスカード以外の各券の利用期限は令和3年3月31日です。
●サービスセンターでは配布しません。●バスカード以外の各券は紛失・盗難等による再発行はできません。●貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●配布について

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶配布場所 障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶受け取りに必要なもの

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類および印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060 FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶配布場所 保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶受け取りに必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類および印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5117

●サービスの内容

※令和2年度からサービス内容が一部変更になります。

- ①「バスカード」または「公衆浴場回数券」の選択制に
- ②福祉タクシーの一部対象者への交付枚数が30枚に

1 バスカード

利用料金	利用できる路線
無料（月2日利用可）	和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）

2 公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

- 利用料金/大人1回100円（12歳未満無料）
- 利用できる浴場/元気70パスの利用可能浴場（6ページ左下）のうち、★マークがついている浴場

※1と2のどちらかを選択

3 福祉タクシー利用券（1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方）

対象	内容	利用できるタクシー
1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方	1枚500円の利用券を24枚	市と契約している法人・個人タクシー
下肢・体幹・視覚障害1・2級の方	1枚500円の利用券を30枚	

※乗車1回につき1枚まで利用可

配布開始日 (共通) 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

配布開始日から年間を通じて、下記窓口で随時受け付けます。

※支所・連絡所の受付は10時～16時

※サービスセンターでは配布していません。

配布開始	配布場所	
3/18 函～	市役所 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063	
	東庁舎 障害者支援課 ☎435-1060	
	保健所 保健対策課 ☎488-5117	
3/19 困～	東山支所 ☎478-0004	
	西山支所 ☎478-0007	
	山口支所 ☎461-1011	
	川永支所 ☎461-1004	
	雑賀崎支所 ☎444-0049	
	田野支所 ☎445-0356	
	紀伊支所 ☎461-0031	
3/23 固～	有功支所 ☎461-6279	
	直川支所 ☎461-0021	
	岡崎支所 ☎471-1783	
	三田連絡所 ☎471-1754	
	西和佐支所 ☎471-3651	
	和佐支所 ☎477-0001	
	小倉支所 ☎477-0415	
3/24 函～	加太支所 ☎459-0001	
	湊連絡所 ☎455-0702	
	野崎連絡所 ☎455-1293	
	松江連絡所 ☎455-0022	
	木本連絡所 ☎455-0035	
	西脇支所 ☎455-0030	
	貴志連絡所 ☎455-0009	
	楠見連絡所 ☎455-1704	
	3/25 困～	吹上連絡所 ☎425-8775
		砂山連絡所 ☎423-3832
今福連絡所 ☎436-2782		
高松連絡所 ☎422-2874		
3/26 困～		芦原連絡所 ☎422-1605
		宮前連絡所 ☎422-1671
		雑賀支所 ☎446-2701
	和歌浦支所 ☎444-0001	
	名草支所 ☎444-1001	
	安原支所 ☎479-0001	
	3/27 固～	広瀬連絡所 ☎422-2007
新南連絡所 ☎422-1621		
四箇郷連絡所 ☎471-2210		
中之島連絡所 ☎422-4695		
宮北連絡所 ☎471-2218		
宮連絡所 ☎471-0486		
3/30 固～		大新連絡所 ☎422-4534
	本町連絡所 ☎422-3028	
	城北連絡所 ☎431-2717	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	

01

令和2年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業

バスカード・公衆浴場回数券等を配布します

元気70パス（70歳以上の方）

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●サービスの内容

1 バスカード

料金	利用できるところ
1乗車100円（何回でも利用可）	和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）

2 駐車場利用券

利用できる場所	内容
① 中央駐車場	160円分助成
② 城北公園地下駐車場	200円分助成
③ けやき大通り地下駐車場	300円分助成

※無料時間を超えた分の料金は自己負担。本人が同乗していれば利用可（何回でも利用可）。他の減免との併用不可。（①は1時間30分以上、②③は30分以上の駐車に限る）

※1と2のどちらかを選択

3 公衆浴場回数券

（月4回利用できる券＋年6回利用できる券）

利用可能浴場・料金

地区	利用できる浴場	料金
芦原	★芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
	★今福湯 ☎423-2341	200円
今福	★神明湯 ☎423-6484	
	★ユーバス ☎426-2641 ※1	200円
加太	★新町温泉 ☎459-1126	
大新	★幸福湯 ☎433-4526	200円
中之島	★紀和湯 ☎431-5938	200円
名草	●黒潮温泉 ☎448-1126	450円
	●花の湯 ☎444-1004 ※2	470円
野崎	★きらくゆ ☎480-1126 ※1	200円
本町	★山吹温泉 ☎423-3991	200円
	●ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	500円
宮	●花山温泉 ☎471-3277 ※2	550円
宮北	★信節温泉 ☎471-3737	200円
宮前	★杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円
	★手平温泉 ☎423-1020	200円
和歌浦	★万歳湯 ☎425-4862	
	★浜湯温泉 ☎444-7623	200円
★フレックス ☎447-3123 ※2		

★マークは障害児者外出支援事業（詳しくは7ページ）でも利用可
※1 ユーバス、きらくゆは全浴場を使用する場合は別途料金が必要
※2 花の湯、ふくろうの湯、花山温泉、フレックスは回数券の利用できる日時に一部制限があります

和歌山市

シニアハンドブック

高齢者の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載しています。

▶申請場所/高齢者・地域福祉課、支所・連絡所等 ※市HP（ID：1021029）からも閲覧可



市内バス100円制度は、和歌山バス株式会社、和歌山バス那賀株式会社の協力を得て実施しています。事業継続のためにも、積極的にご利用ください。

●配布について

70歳以上の市民の方

※令和2年度中に70歳になる方は誕生日以降

▶配布場所

高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所（配布開始日は7ページの一覧のとおり）

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶受け取りに必要なもの

- ①本人確認書類（老人優待利用券・健康保険証など）
- ②印鑑
- ③顔写真（初めて受け取る方のみ。縦4cm×横3cmで、3か月以内に撮影したもの。）

※代理人が受け取る場合、本人の①・③と代理人の本人確認書類・印鑑が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

老人優待利用券の交付 ※要申込

市内の一部公共施設等を無料または低額で利用できます。（有効期限はありません）

▶対象 65歳以上の市民の方

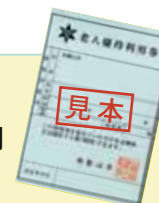
※令和2年度中に65歳になる方は誕生日以降

▶申込場所 高齢者・地域福祉課、支所・連絡所

▶申込に必要なもの

- ①本人確認書類（健康保険証など） ②印鑑
- ※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類・印鑑が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063



固定資産税 よくある質問



Q. 地価が下がっているのに、税額が上がるのはなぜ？

A. 評価額が同じでも土地・地域によって課税標準額の割合（負担水準）が異なるため、税額に差が生じる問題があります。平成9年度以降、その是正のために負担水準の均衡化が図られてきました。負担水準が高い土地は税の負担を軽くする一方、負担水準の低い土地は税の負担を引き上げていく仕組みになっています。したがって、税額が上がる理由として

- ①地価が上昇した
- ②土地の負担水準が低い

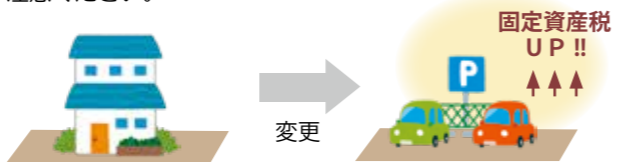
の2点が挙げられます。地価が下落していながら税額が上がるのは②の理由のためです。

Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地（住宅が建っている土地）には特例があり、住宅用地以外の土地（工場や事務所用地、貸し駐車場用地など）と比べて税負担が非常に低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、住宅用地に比べると固定資産税の負担が非常に大きくなりますのでご注意ください。



Q. 私道は固定資産税の減免がある？

A. 個人名義の土地であっても、実際は公衆用道路として使用されている、または2軒以上が進入路として使用している場合は、税の減免措置が適用される場合があります（申請が必要）。なお、土地の課税には様々なケースがありますので資産税課へご相談ください。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間 2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡（一戸建以外の借家住宅は40㎡）以上 280㎡以下	120㎡以内のみ適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間 2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物	※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家 屋全体の2分の1以上必要。	
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間 2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物以外）		
	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物）		

Pick Up 03 手続きがお済みでない場合、課税対象になります 廃車手続きなどの申告をお忘れなく



●申告期限 **4月1日**

※年度末は窓口が混雑します。手続きはお早めに。

※令和元年10月1日、軽自動車税は軽自動車税（種別割）に名称変更されました。

※令和2年4月1日以降、市が発行する通知書や証明書は、年度にかかわらず「軽自動車税（種別割）」と記載されます。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人が納める税金です。廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、期限までに必ず廃車・名義変更の申告をしてください。

●手続場所・問合先

- ① 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
 - ▶ 市民税課（市役所2階） ☎435-1035
- ② 軽二輪（125cc超～250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）
 - ▶ 和歌山運輸支局 ☎050-5540-2065（音声案内）
- ③ 軽自動車（三輪・四輪）
 - ▶ 軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎050-3816-1846（コールセンター）

Pick Up 02 令和2年度 固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

☎資産税課 ▶ 償却資産、納税名義人・通知書に関すること ☎435-1037 ▶ 土地に関すること ☎435-1209 ▶ 家屋に関すること ☎435-1210

①「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧について

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額とを比較することができる制度です。

- 期間 / 4月1日（水）～6月1日（日） ※土日祝除く
- 場所 / 資産税課窓口（市役所2階5番）
- 縦覧できる事項
 - 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格（評価額）
 - 【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）
- 対象 / 市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
- 費用 / 無料
- 持ち物 / 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）
- ※縦覧の注意点
 - 土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。
 - 縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名及び税額は記載していません。

②「固定資産課税台帳」の閲覧について

閲覧は、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産又は借りている物件内容を確認することができる制度です。

- 期間 / 一年を通じて閲覧することができます。
- 場所 / 資産税課窓口（市役所2階5番）
- 費用 / 1台帳につき300円（4月1日（水）～6月1日（日）は無料）
- 対象 / 市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方など
- 閲覧できる事項
 - 【土地】 所在・地番・地目・地積・価格（評価額）・税額等
 - 【家屋】 所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）・税額等
- 持ち物 / 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）、借地人・借家人の場合は、賃貸借契約書等

③審査の申出・不服申立て

- 固定資産課税台帳に登録された「価格（評価額）に不服」がある場合
 - ☎固定資産評価審査委員会事務局 ☎435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日（5月中旬予定）の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。その期間を過ぎますと審査の申出はできません。

令和2年度については、以下の事項を除き、審査の申出をすることができません。

- 【土地】・・・地価の下落に伴う価格の修正について（修正以外の事項については、審査の対象となりません。）
前年中に分・合筆、地目の変換等があった場合
- 【家屋】・・・前年中に新・増改築等があった場合

- 「価格（評価額）以外に不服」がある場合 ☎資産税課各担当係

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

固定資産税・都市計画税の納期限

- 1期 6月1日（月）
- 2期 7月31日（金）
- 3期 11月30日（月）
- 4期 令和3年 2月1日（月）

※納期限を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください



Pick Up 06 新しい趣味を見つけませんか 勤労者総合センター 前期教室

勤労者総合センター ☎433-1800

各種カルチャー教室を開催して、文化・教養を高める生涯学習を推進しています。

- 対象/勤労者・市内在住の方（在勤可・学生除く）※申込多数の場合、抽選（勤労者優先）。
- 申込/3月16日（必着）までに往復はがきで ※住所・氏名・年齢・勤務先・電話番号（勤務先・携帯電話）・希望教室名を記入。電話申込不可。結果は、はがきで通知。
- 場所・申込先/〒640-8227 西丁34 勤労者総合センター ☎433-1800

教室名 ※○は回数	日時	定員	参加費
家庭料理をちょっとおしゃべりに⑩	4/15～第1・3（木） 18:30～20:30	20人	15,800円
生花（嵯峨御流）⑩	4/21～第1・3（火） 18:30～20:00	20人	13,200円
茶道（表千家）⑩	4/22～第2・4（水） 18:00～20:00	15人	7,000円
フラワーアレンジメント⑥	4/15～第2・4（水） 18:30～20:00	20人	17,800円
薬膳料理教室⑥	4/23～第2・4（木） 18:30～20:00	20人	12,000円
はじめての韓国語⑩	4/17～第1・2・3（金） 18:30～19:30	15人	3,200円
ヨガ教室⑩	4/18～第1・3（土） 10:00～11:00	30人	4,300円
ギャザリング（寄植）③	4/17・6/19・8/21（金） 18:30～20:00	10人	15,000円

Pick Up 07 ボランティア大集合！ 和歌山城を大掃除

自治振興課 ☎435-1011

和歌山市における市民公益活動（ボランティア活動）を活性化し、まちの環境美化の促進や美観の保護を図るため、和歌山城の清掃を実施します。皆さんお誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。

- 日時/3月14日（日）10時～11時（小雨決行）
- 集合場所/和歌山城岡口門（10時集合）
- 費用/無料 ※市民公益活動保険（無料）に加入。要事前申込
- 申込/3月13日（土）までに電話、FAX、メールで
- 申込先/自治振興課市民協働推進班 ☎435-1011、FAX 435-1253、✉ jichi@city.wakayama.lg.jp ※住所・氏名・電話番号・「和歌山城を大掃除」を記入

●注意事項

- 駐車場はありません
- 軍手・ゴミ袋・ホウキ・熊手・トンク・チトリを用意しています
- 汚れてもよい動きやすい服装でお越しください
- くれぐれも安全に作業をお願いします
- 必要に応じて雨合羽等を用意ください
- 中止の場合は、当日8時30分にTwitter (https://twitter.com/w_city_kyoudou) に中止の旨を掲載します

和歌山市地域ボランティアセンター
Twitterはこちら



Pick Up 08 受動喫煙対策が強化されます 4月から多くの施設において原則屋内禁煙に！

地域保健課 ☎488-5121

「なくそう！望まない受動喫煙。」
たばこ健康について改めて考えましょう

健康増進法の改正により、4月1日から、多くの人が集まる施設（飲食店・ホテル・旅館・事務所・公共施設等）は、原則屋内禁煙となります。

また、たばこ（加熱式たばこを含む）を吸える場所では標識の掲示が義務づけられ、20歳未満は立ち入り禁止となります。

詳細は厚生労働省 HP (https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/)、QRコードから



喫煙できる場所に標識の掲示が義務付けられます



多くの施設において
原則屋内禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立ち入り禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



標識掲示が
義務付け

※掲載している行事・イベントは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止や延期になっている場合があります。最新の開催予定については、各担当課まで一度お問い合わせ下さい。

Pick Up 04 令和2年度利用者を募集します 障害者いきいき事業

障害者支援課 ☎435-1060、FAX 431-2840

創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション（各回2時間）

教室名	回数	日時	定員
編物	15回	第1・3（日） 10:00～	20人
パソコン（聴覚）	15回	第2・4（日） 10:00～	10人
華道	15回	第2・4（日） 13:30～	10人
体操 ※各回1時間30分	15回	第2・4（日） 13:30～	30人
ヨガ ※各回1時間30分	15回	第1・3（日） 13:30～	20人
茶道	15回	第2・4（日） 10:00～	10人
パソコン	各15回	第2・4（日） 10:00～13:30～	各10人
絵画	15回	第1・3（日） 10:00～	15人
点字	15回	第1・3（日） 13:30～	6人
囲碁	15回	第2・4（日） 10:00～	10人
将棋	15回	第2・4（日） 10:00～	10人
着物着付け	15回	第2・4（日） 13:30～	10人
書道	15回	第1・3（日） 10:00～	25人
カラオケ	15回	第1・3（日） 13:30～	20人
陶芸	15回	第2・4（日） 10:00～	15人
手話	各15回	第2・4（日） 13:30～	15人
			聴覚障害者以外 10人
料理	15回	第2・4（日） 10:00～	16人
パソコン（視覚）	15回	第1・3（日） 10:00～	10人

機能回復訓練（65歳未満の方）

内容	回数	日時	定員
作業療法	33回	第1～3（日）	10:00～12:00 6人
			13:00～16:00 9人
理学療法	33回	第1～3（日）	10:00～12:00 6人
			13:00～16:00 9人
言語療法	11回	第1（日）	13:00～16:00 6人

- 期間/5月～令和3年3月
- 対象/身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 ※機能回復訓練は65歳未満の方。
- 費用/各教室予定回数×100円
- 申込/3月1日（日）～15日（日）の9時～17時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費（指定難病）受給者証を持参のうえ、ふれ愛センターまで。※機能回復訓練は健康保険証も必要。本人・家族以外の申込や、電話・FAXでの申込不可。申込多数の場合、抽選。申込締切後、定員に達していない教室は随時募集（一部を除く）。
- 実施場所・問合先/ふれ愛センター（木広町5-1-9、月曜休み・祝日の場合翌日） ☎433-8866、FAX 433-8868

Pick Up 05 和歌山での就職を応援します！

産業政策課 ☎435-1040

●第52回きのくに人材Uターンフェア

就職活動解禁後、県内で最大級の合同企業説明会を開催します。県内優良企業の人事担当者から直接話が聞ける大変貴重な機会です。16日と17日で参加企業が入替わりますので、是非両日ともご参加ください。

- 日時/3月16日（日）～17日（日）13時～17時
- 場所/ホテルグランヴィア和歌山6階
- 参加企業/県内企業150社程度
- 対象/一般求職者、令和3年3月卒業予定の大学・短大・高専・専門学校生（既卒3年以内の者を含む）
- 問合先/きのくに人材Uターンフェア実行委員会 ☎431-7376



詳しくはQRコードから



- <参加無料>
- <申込不要>
- <履歴書不要>
- <入退場自由>

大阪（3月7日）・東京（3月14日）・京都（3月20日）でも就職フェアを開催します。県外にいなながら、和歌山の企業と出会う絶好の機会です。首都圏や近畿圏にお住まいのご家族やご友人にも是非お知らせを。

●第3回福祉・介護・保育の就職フェアわかやま

福祉の仕事に興味・関心のある方はどなたでも参加していただけます。来場された方にスマホ・眼鏡が拭けるハンカチをプレゼント！

- 日時/3月14日（日）13時～16時
- 場所/和歌山ビッグ愛1階 大ホール
- 内容/求人募集中の事業所の業務内容や職場の雰囲気など、直接聞くことができます。福祉の仕事に関する疑問等、なんでもご相談下さい。
- 問合先/（社福）和歌山県社会福祉協議会 福祉人材センター「ハートワーク」 ☎435-5211



詳しくはQRコードから

